

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年1月4日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	神奈川県	
3. 市区町村名	藤沢市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	
6. 独自利用事務の対象者	障がい者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年9月24日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	36	
10. 保護評価書の名称	障がい者等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search	
12. 委任関係	▼	

執行機関名 藤沢市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	藤沢市障がい者等医療費助成条例(昭和47年藤沢市条例第7号)による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 別表 第2の項 藤沢市障がい者等医療費助成条例(昭和47年藤沢市条例第7号)による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	藤沢市障がい者等医療費助成条例(昭和47年6月30日条例第7号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児)の(福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること)を目的とする。	第1条 この条例は、(障がい者等)に対し医療費の一部を助成することにより、(障がい者等)の(医療に係る経済的な負担を軽減し、もつて障がい者等の保健の向上及び福祉の増進を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		藤沢市障がい者等医療費助成条例(昭和47年条例第7号) 藤沢市障がい者等医療費助成条例施行規則(昭和61年規則第43号) 重度障害者医療費給付補助事業補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	藤沢市障がい者等医療費助成条例第5条 藤沢市障がい者等医療費助成条例施行規則第6条第2項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	藤沢市障がい者等医療費助成条例第5条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	重度障害者医療費給付補助事業補助金交付要綱第2条の2第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	藤沢市障がい者等医療費助成条例第3条第1項 藤沢市障がい者等医療費助成条例施行規則第6条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 チ	藤沢市障がい者等医療費助成条例第3条第1項 藤沢市障がい者等医療費助成条例施行規則第6条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 リ	藤沢市障がい者等医療費助成条例第3条第1項 藤沢市障がい者等医療費助成条例施行規則第6条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	知的障害者福祉法第十二条第一項第二号ハの判定に関する情報	知的障害者福祉法第十二条第一項第二号ハの判定に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	藤沢市障がい者等医療費助成条例第5条 藤沢市障がい者等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第10号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	藤沢市障がい者等医療費助成条例第5条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実の変更についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	重度障害者医療費給付補助事業補助金交付要綱第2条の2第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ツ	藤沢市障がい者等医療費助成条例第3条第1項 藤沢市障がい者等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 チ	藤沢市障がい者等医療費助成条例第3条第1項 藤沢市障がい者等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 リ	藤沢市障がい者等医療費助成条例第3条第1項 藤沢市障がい者等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	知的障害者福祉法第十二条第一項第二号ハの判定に関する情報	知的障害者福祉法第十二条第一項第二号ハの判定に関する情報

備考